

東大阪市公告第150号

次に記載の者はその住所などが明らかでないため、送達すべき書類を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公告する。当該書類は、本市税務部納税課において保管し、該当者が申出をしたときは、いつでも交付する。

なお、該当者の申出のなかったときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、令和8年8月10日に当該書類の送達があったものとみなされます。

令和8年7月31日

東大阪市長 野田 義和

該 当 者 (送達を受けるべき者)	氏 名 (名 称)	山西 裕二
送達すべき書類を特定するために必要な情報	納税関係書類 東大阪税納第1107号	